

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

速報：CRS 制度の改正（令和 4 年度与党税制改正大綱）

2021 年 12 月 14 日

2021 年 12 月 10 日、令和 4 年度与党税制改正大綱が自由民主党のウェブサイトにて公表された。98 ページにおよぶ改正項目の中に、日本でも 2017 年 1 月 1 日よりスタートしている CRS 制度についての改正として「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度等の見直し」が盛り込まれた。ここでは改正内容の速報と、今後改正が予定されているポイントについて概要を記す。なお、今回の改正内容を反映した税法については、例年 2 月ごろに公表されている。

税制改正大綱の全文は下記より参照されたい。

>> [令和 4 年度税制改正大綱](#)（自民党ウェブサイト）

改正内容

(1) 「報告金融機関等」範囲の拡大

報告金融機関等の範囲に、「海外投資家等特例業務届出者」及び「届出をして移行期間特例業務を行う者」等が追加される。いずれも、令和 3 年 5 月 19 日成立、同年 11 月 22 日施行の「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」により整備された届出制度申請により、海外投資家等向けの投資運用業を国内において行うことを内閣総理大臣より許可された者を指す。

詳細については以下リンク参照のこと。

・[金融庁ウェブサイト](#)

・[新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律](#)（46 頁—）

(2) 報告金融機関等の報告事項提供方法の変更

報告金融機関等が税務署長宛てに提出する報告対象データの提出方法は国税電子申告・納税システム（e-Tax）による電子的報告、又は、記録用の媒体の提出（光ディスク、磁気ディスク、又は、磁気テープ）が認められていたが、今回の改正により記録用の媒体の提出のうち、磁気テープによる提出が除外されることになった。

おわりに

既に報告金融機関等として CRS 制度への対応を行っている金融機関にとっては、今回の改正による実務的な影響はないものと想定され、引き続き令和 4 年 1 月 1 日に施行される法令改正への対応整備を急ぐ必要があるだろう。

デロイト トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して、専門チームを有し、常に最新情報入手の上、多数の金融機関に、サービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容の他、制度内容・法令等でご不明な点等があれば、相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
マネジャー	近藤 祐美	yumi.kondo@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁理士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL") ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または "Deloitte Global") および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへの サービス 提供 を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国（香港およびマカオを含む）、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（デロイト トーマツ 税理士法人を含む）がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001